

## 会費等規約

### (目的)

第1条 この規約は、公益社団法人集団給食協会定款第7条に定める入会金および会費に関する事項を定めることを目的とする。

### (入会金)

第2条 会員等の入会金は、10,000円とする。

### (正会員の会費月額)

第3条 正会員の会費月額は、定額金額として1団体当たり7,000円を各会員が公平に負担する会費とする。また、前年度末の集団給食部門従業員数によって額を決定する。

2 パート、アルバイトについては、常勤の2分の1として計算する。ただし、端数は切り捨てる。

ランク	従業員規模	定額金額	従業員による金額	会費月額
A	1人～100人	7,000円	2,000円	9,000円
B	101人～200人	7,000円	10,000円	17,000円
C	201人～400人	7,000円	15,000円	22,000円
D	401人～800人	7,000円	20,000円	27,000円
E	801人以上	7,000円	25,000円	32,000円

### (個人会員の会費月額)

第4条 前項の規定に係わらず正会員のうち個人の場合は、月額7,000円とする。

### (納入方法)

第5条 正会員の納入方法は、1年を4期に分け、次表のように請求書を発行し、納入期限までに、現金又は振込により納入する。この場合、振込手数料は正会員の負担とする。

期	月	納入期限
第1期	4月～6月	5月31日
第2期	7月～9月	7月31日
第3期	10月～12月	10月31日
第4期	1月～3月	1月31日

### (賛助会員会費年額)

第6条 賛助会員は、年額100,000円とし、納入方法は、現金又は振込とする。この場合、振込手数料は、賛助会員の負担とする。

### (改正)

第7条 この規約の改廃は、総会の決議を経て行う。

### 附 則

1 この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。